

電気通信大学学生の懲戒処分による退学等の手続に関する細則

制定 平成29年4月26日細則第1号
最終改正 令和5年3月27日細則第23号

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学学生の懲戒に関する規程（以下「懲戒規程」という。）第18条の規定に基づき学生の懲戒処分による退学等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手続)

第2条 懲戒による退学は、電気通信大学学則第23条並びに電気通信大学休学、復学、退学及び除籍に関する規程（以下「休退学規程」という。）第11条に規定する願い出を要しないものとする。

(発効日)

第3条 退学の懲戒処分の発効日は、処分決定の日（以下「処分日」という。）の属する月の末日とする。

- 2 停学及び訓告の懲戒処分の発効日は、処分日と同日とする。
- 3 傷病その他やむを得ない事情により、処分日に懲戒処分書を当該学生に直接交付することが困難なときは、当該学生及び親族等（連絡先として本学に登録されている者をいう。）の住所に配達証明郵便で郵送するものとする。
- 4 前2項に定める場合において、懲戒規程第12条の規定の適用については、その到達した日をもって発効日とみなす。

(願い出の取扱い)

第4条 学長は、休学又は退学の願い出について許可した学生に、懲戒規程第4条各号の一に該当する行為があると判明した場合で、学生懲戒調査等を行うため当該願い出の許可を取り消す必要があるときは、当該学生の所属する学域又は研究科（以下「当該研究科等」という。）の教授会の議を経て決定するものとする。

- 2 休学期間中の学生に対して停学又は退学の懲戒処分が決定された場合には、当該処分の発効日をもって当該学生の休学期間を満了するものとする。
- 3 学長は、停学の懲戒処分が決定された学生から休学の願い出があった場合は、休学期間中は許可しないものとする。
- 4 停学の懲戒処分が決定された学生からの退学の願い出について許可するときは、休退学規程第12条各項の規定を適用する。

(授業料の取扱い等)

第5条 懲戒による退学若しくは停学又は休学等の願い出の不受理、許可取消し及び休学期間満了を理由として、授業料の納付その他学生が負うべき義務の発生を妨げない。

- 2 懲戒処分を受けた学生の授業料の免除については、電気通信大学入学料、授業料、寄宿料免除及び徴収猶予規程第11条第1項第4号において、「休学を許可された場合」とあるのは、「休学を許可された後、退学又は停学の懲戒処分が決定された場合」と、「復学当月」とあるのは、「休学期間満了の翌日」と、同条同項第5号において、「願

いにより退学を許可された場合」とあるのは、「退学の懲戒処分が決定された場合」と読み替えて準用する。

3 懲戒処分を受けた学生が、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日に授業料の未払いを理由として学籍を除くものとする。

(1) 退学処分日が属する学期の授業料を支払わないとき 当該退学処分の発効日

(2) 停学期間が属する学期の授業料を支払わないとき 当該学期末日

4 前項各号の除籍は、当該研究科等の長への回付を経た原議書の決裁により、学長が決定する。

(雑則)

第6条 懲戒処分による退学等の手続に関し、この細則に定めがない事項については別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日細則第10号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日細則第23号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。